

入札に係るその他留意事項について

1. 固定資産税について

機器に係る固定資産税については、契約期間終了後において機器を無償譲渡することとしているため、入札額に含める必要はありません。

2. 契約保証金について

契約保証金については、朝日町会計規則第93条の3第1項第3号「令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2か年の間に国（公社・公団を含む）、町又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」の該当により免除となります。免除にあたっては、契約前に当該規則に該当することがわかる書類（例：他自治体等との同類のリース契約書の写しなど（過去2か年、2回分））を提出いただき、免除に該当するか審査を行い決定します。

3. 納品遅延等について

納品遅延等が発生した場合は、本町と納入業者間で解決をします。

なお、不測の事態による納品遅延等によりやむを得ず契約期間の変更などが発生する場合においては、本リースの落札業者と協議を行います。

4. 機器類の変更について

仕様書内の記載について、機器類が同等品以上のものに変更となった場合の対応は以下のとおりです。

・入札期間中に変更となった場合

遅滞なくその旨を本町のホームページにてお知らせします。なお、同等品以上のものへ変更となった場合でも買取価格の変更はありませんので、同等品以上の変更の有無に関わらず入札額を積算ください。

・落札後から契約までに変更となった場合

遅滞なくその旨を本町から落札者へ連絡します。なお、同等品以上のものへ変更となった場合でも買取価格の変更はありませんので、リース額についても落札額からの変更はありません。

・契約後からリース開始までに変更となった場合

遅滞なくその旨を本町から契約者へ連絡します。なお、同等品以上のものへ変更となった場合でも契約額の変更はありません。この場合においては、本町と契約者間で協議簿等を交した上で機器類の変更を行うものとし、変更契約は行いません。